

男女共同参画センターにおける業務及び運営についての
ガイドライン作成検討に関する提言（案）

令和 6 年 10 月

男女共同参画センターにおける業務及び運営についての
ガイドライン作成検討ワーキング・グループ

目 次

第1	はじめに	2
1	本提言について	2
2	ガイドラインの位置づけ	3
第2	男女共同参画センターの役割	4
1	地域における男女共同参画を巡る状況	4
2	男女共同参画センターの役割	6
3	男女共同参画センターの位置づけ	6
4	男女共同参画センターの理念	6
第3	各業務の基本的考え方と具体的内容	8
1	地域の課題及びニーズを把握するための情報収集・整理、提供、調査研究、相談対応	8
	（1）情報収集・整理、提供	9
	（2）調査研究	9
	（3）相談対応	9
2	地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施	10
3	住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修	11
第4	業務実施のための環境整備	13
1	人材の確保・育成	13
2	業務のデジタル化	14
3	地方公共団体間の連携の在り方	14
	（1）センターの共同設置	15
	（2）近隣のセンター相互の連携	17
4	地域における様々な関係者との連携	18
	（1）若年層に対する教育に関する学校等との連携	18
	（2）女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携	20
	（3）女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談支援機関との連携	21
	（4）政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する地方公共団体の関係部署等との連携	22
	（5）男女共同参画の視点に立った防災の推進に関する地域コミュニティ（自治会等）との連携	23
5	直営、委託及び指定管理の場合における留意点	25
6	個人情報の保護と守秘義務の徹底	26
7	男女共同参画センターの利用促進のための取組	26
8	男女共同参画センター設置に当たっての留意点	27

第1 はじめに

1 本提言について

男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、地方公共団体が条例等を制定して設置する男女共同参画のための総合的な施設として、これまで男女共同参画に関する地域¹の様々な課題に実践的に対応する役割を果たしてきた。

政府は、若い女性が地方から大都市へ転出することが、少子化・人口減少が加速する要因の一つであり、その流れを止めるためには、全国津々浦々でジェンダー・ギャップを解消し、地域で男女共同参画社会を実現することが必要と考えた。

これを踏まえ、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に、独立行政法人女性教育会館について、各地の男女共同参画センターを束ねる拠点機能の強化を行うこととともに、各地の男女共同参画センターの機能の強化・充実を記載した。

同方針に基づき、センターの機能強化等の在り方について検討を行うため、令和4年12月に「独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」（以下「機能強化ワーキング・グループ」という。）を開催することが決定され、令和5年4月に、機能強化ワーキング・グループの報告書が取りまとめられたところである。

また、同年6月には、「女性版骨太の方針 2023」が決定され、『新しい資本主義』の中核と位置づけられた女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、(略)独立行政法人国立女性教育会館（N W E C）の主管の内閣府への移管や、同法人及び男女共同参画センターの機能強化を図る」とされており、同様の趣旨は、本年6月に決定された「女性版骨太の方針 2024」にも盛り込まれている。

そうした中で、令和5年11月には「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」の開催が決定され、センターの機能強化を実現するため、地方公共団体において手引きとして活用されることを念頭に置いた、センターの業務及び運営についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の作成に関して検討することとされた。

¹ センターは、地方公共団体が条例等を制定し、設置していることから、ここでの「地域」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）上の地方公共団体の区域を指すものとして記載。

本ワーキング・グループでは、全国のセンターの実態を十分に把握した上で検討を行うため、全国のセンターに対して「男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）を行い、センターの体制や業務に関する具体的な状況や課題を整理するとともに、計6回にわたり、今後センターが求められる役割や、その役割を果たすための業務の在り方等について精力的に検討を行ってきた。本提言は、当該検討の結果を取りまとめたものであり、本ワーキング・グループとしては、政府に対して、ガイドラインを整備するにあたっては、この内容を十分尊重し、男女共同参画社会の形成を更に推進するためのセンターの業務及び運営に関する体系的なものとなるよう求める。

2 ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは、各地域における行政や民間団体等による自由な活動を制約しないことに配慮しつつ、今後求められるセンターの在り方や、それを目指した機能強化の具体的な方法を示し、実践的かつ柔軟に活用できるものを目指すべきである。

そのため、ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、センターにおける業務及び運営に関し、多くの地域において参考となる事項や一般的に留意すべき点について記載し、地方公共団体の手引きとなるよう作成することを念頭に置かれたい。

したがって、ガイドラインをもって、地方公共団体に対し、画一的な対応を求めたり、ガイドラインに記載された内容を強制したりすることはせず、地方公共団体が各地域の課題及びニーズに応じて、センターの役割を十全に果たすことを前提に、柔軟に運用されるべきものとして作成する必要がある。

今後、国としては、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を一層強力に促進するため、NWE Cを男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、また、男女共同参画に関する諸課題の解消に取り組む各地のセンターを支援するための「センターオブセンターズ」としての機能強化を図っていくこととしているため、ガイドラインにおいてもセンターに対してどのような支援を行っていくか、可能な限り明らかにすべきである。また、ガイドラインは広く地方公共団体において参照されるよう、実態調査の結果や各センターでの取組事例等も盛り込みながら、平易な内容とするとともに積極的に周知することが望ましい。また、ガイドライン策定後も、社会情勢の変化に合わせて定期的にガイドラインを見直すことを求める。

第2 男女共同参画センターの役割

1 地域における男女共同参画を巡る状況

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第2条に規定されている。男女共同参画社会の実現のためには、男性も女性も、職場、家庭生活、地域その他のあらゆる場面で活躍できるような環境整備が不可欠であり、国の諸制度や社会的慣行を改めていくことと同時に、地方公共団体及び民間の団体等が当該地域の環境整備を図っていくことも重要である。

そのため、基本法第9条では、国とともに地方公共団体に対しても、男女共同参画社会の形成の促進に関する責務を課しており、都道府県男女共同参画計画等に基づき、国の施策に準じた施策及びその他の区域の特性に応じた施策が講じられてきたところである。

基本法施行後約25年間を経て、女性の就業者は増え、M字カーブは解消に向かう等一定の成果は見られているが、世界経済フォーラムが経済、教育、健康、政治の分野ごと算出しているジェンダー・ギャップ指数によると、令和6年の日本の順位は146か国中118位となる等、政治、経済分野では、女性の参画が遅れているほか、男女間の賃金格差やL字カーブに象徴されるような構造的な課題はまだ残されており、女性の経済的自立は未だ道半ばである。また、各種制度の整備や見直しをはじめ環境整備が進められたとしても、固定的な性別役割分担等、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残ったままになる可能性もあり、あらゆる角度からジェンダー・ギャップ解消に向けた取組が必要である。

特に、地方においては、ジェンダー・ギャップの影響が一層深刻に表れており、上述したとおり、若年層の人口移動を見ると、多くの地方公共団体において、若い女性の転出が進むことで、少子化・人口減少が加速する要因の一つとなっている。持続可能な地域社会のためには、若者・女性に選ばれる環境の実現は必須であり、地方創生のためには、女性活躍・男女共同参画に関する課題解決に向けた取組が急務である。

地方公共団体が直面している女性活躍・男女共同参画に関する主な課題は、以下のとおりであるが、それぞれの地域が抱える課題は様々であるため、地域ごとの課題やニーズに応じた取組が求められる。

【男女間の賃金格差】²

男女間の賃金の差異（男性の一般労働者の所定内給与額を 100 としたときの女性の一般労働者の所定内給与額の値）の程度は都道府県によって異なるものの、格差が小さいところでは 80 前後、大きいところでは 70 前後の値となっている（令和 5 年度）。当該格差の背景には、平均勤続年数や管理職比率の男女差が考えられる。

【L 字カーブで示される女性の正規雇用比率の低下】³

男女の年齢階層別正規雇用比率のグラフを見ると、男性は 20 代後半から 50 代まで正規雇用比率が 70%を超えているのに対し、女性は 25～29 歳の約 60%をピークとして、年代が上がるとともに低下する L 字カーブを描いており、出産・育児と仕事の両立の難しさといった構造的な課題が残されている。

【あらゆる分野における女性の参画状況】

政治分野における女性の参画状況として、地方議会における女性議員の割合⁴は、特別区議会で約 36%、次いで、政令指定都市の市議会で約 23%、市議会全体で約 20%、都道府県議会で約 15%、町村議会で約 14%となっており、都市部で高く、郡部⁵で低い傾向にある（令和 5 年度）。

また、住みやすい地域づくりの担い手として自治会や町内会の機能が重要であるが、自治会長に占める女性の割合⁶は約 7%と非常に少ない（令和 5 年度）。

市町村の農業委員会の委員に占める女性の割合は 14%、女性委員が登用されていない組織数は 1696 団体中 188 団体⁷である（令和 5 年度）。

地方防災会議の委員に占める女性割合⁸は、都道府県防災会議では約 22%、市区町村防災会議では約 11%（令和 5 年度）となっており、女性の参画があまり進んでいない分野が地域には数多く残されている。

² 厚生労働省、「第 6 回 女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」．資料 4「都道府県別の女性の就業状況等について」<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001298022.pdf>

³ 内閣府、「令和 6 年版 男女共同参画白書」（p8）

⁴ 内閣府、「令和 6 年版 男女共同参画白書」（p113）

⁵ 町村の区域をすべて合わせた地域を指す。

⁶ 内閣府、「令和 6 年版 男女共同参画白書」（p135）

⁷ 農林水産省、「令和 5 年度 農業委員への女性の参画状況．」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/attach/pdf/josei11in-5.pdf>

⁸ 内閣府、「令和 6 年版 男女共同参画白書」（p155）

2 男女共同参画センターの役割

地域における男女共同参画の課題やニーズは様々であるため、課題を解消し、ニーズに応えるきめ細かい施策・取組を進めていくには、行政だけではなく、地域全体で対応する必要がある。

よって、地方公共団体（男女共同参画所管部署）が、地域における様々な関係機関・団体、例えば、経済団体、学校、自治会・町内会、NPO等との連携・協働を進めることが重要であり、そのためには、先頭に立って関係機関・団体に働きかけを行う必要があり、その役割を男女共同参画センターが担うべきである。

したがって、今後のセンターに求められる主たる役割は、広く地域の関係機関・団体とネットワークを築きながら、広報啓発や講座・研修、相談対応等の事業をよりきめ細かな形で展開することで、地域において男女共同参画社会を実現することであると言える。

特に近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等、様々な社会情勢の変化を受け、女性特有の健康課題や、男性の孤独・孤立への対応等、男女共同参画社会の形成を促進する上での課題やニーズも新たなものが次々と生まれ、変化し続けていることに鑑み、関係機関・団体と連携・協働し、機動的に活動できる拠点を設ける必要性・重要性が高まっている。

3 男女共同参画センターの位置づけ

機能強化ワーキング・グループにおいて、センターには法的根拠がないところ、センターの意義について財政当局等から理解を得ることが難しいことや、設置の有無や人員体制、予算、事業内容に地域間格差が生ずるといった課題を抱えていることが指摘された。

こうした状況を踏まえ、政府は、地域における男女共同参画施策を推進するための拠点としてセンターを法令に位置づけるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に体制を確保することができる制度を設けるべきである。今後、所要の法案が可決・成立し、センターが法律に位置付けられた際には、法律上の根拠を持つ存在である旨をガイドライン上でも明記すべきである。

また、政府がガイドラインを周知する際は、地方公共団体がセンターの必要性を理解し、センターの設置が促進されるよう強く働きかけることを求める。

4 男女共同参画センターの理念

センターの機能及び業務は、基本法第9条に規定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する地方公共団体の施策の一つであるため、基本法第3条～

第7条に定められる以下の5つの基本理念に則って行われることが前提となる。

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

そのため、センターは、上述の役割を果たすに当たって、地域住民が性別による差別を受けず、それぞれの希望に応じてあらゆる分野において活躍できる社会の実現を地域から目指すとともに、男女共同参画の推進に関する国際的な取組とも協調を図ることが求められる。

また、センターは、あらゆる地域住民に開かれた存在であるべきである。そのため、男性や障がい者、外国人住民等にも利用しやすい存在を目指し、事業の実施においても多様な機関・団体や、広く住民の参画を得るべきである。

第3 各業務の基本的考え方と具体的内容

センターは令和6年4月現在、全国に354か所設置されており、広報啓発、講座、相談対応、情報収集・提供、調査研究等、様々な業務を行っている。センターが、第2で示した役割を果たすための具体的な業務内容は大きく次の3つに整理できる。

- ① 地域の課題及びニーズを把握するための情報収集・整理、提供、調査研究、相談対応
- ② 地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施
- ③ 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修

地方公共団体やセンターによって、財政状況や人員体制等は様々であることから、全ての業務を実施することが難しい場合も考えられる。そのような場合も、近隣の地方公共団体と役割分担や連携を行うことを含め、可能なこと、優先度の高いことから段階的に取り組むことで、少しでも地域の課題解消に向けた施策・事業を実施していくことが望ましい。

1 地域の課題及びニーズを把握するための情報収集・整理、提供、調査研究、相談対応

センターで実施する各事業を効果的なものにするためには、その地域ではどのような場面でどのようなジェンダー・ギャップが存在するのか等を掘り起こし、政策的な課題として分析に取り組み、また、そのジェンダー・ギャップ等により地域住民がどのような悩みや問題に直面しているか、センターに対してどのようなニーズがあるかをきめ細かく把握することが必須となる。

そのため、男女共同参画に関する図書や定期刊行物、報道記事、公的統計といった情報の収集・整理や、地域住民等に対するアンケート調査や社会経済情勢を踏まえた調査研究、調査結果の分析等が重要である。また、相談対応についても、福祉、医療、教育、労働といった分野にとらわれることなく、生活のあらゆる場面におけるジェンダーに起因する地域住民の個別の相談に寄り添い、問題の解決に向けた対応を行うだけでなく、アンケートだけでは読み取れない生の声を聴く貴重な機会と捉え、ケースの整理・分析を行うことで地域の男女共同参画に関する課題把握に役立てることが可能である。

各センターが把握した地域の様々な課題及びニーズ等については、NWE C（機能強化後の法人についても以下「NWE C」と記述する。）において定期的に収集・整理し、全国的な傾向や地域ごとの課題分析を行い、分析結果をセ

ンターや地方公共団体に提供できる体制を構築すべきである。

情報収集・整理、調査研究及び相談対応について、各センターが実施することが望ましい取組の主な具体例は以下のとおりである。

(1) 情報収集・整理、提供

- 講座やシンポジウムを実施する際、学びをより深めることができる関連図書の紹介・貸出コーナーを会場に設ける。
- 実態調査の結果、新規の利用者が増えない、予算や配置スペースの制約が課題であることが明らかになったため、公立図書館との連携も積極的に図り、公立図書館内に男女共同参画に関する特設コーナーを適時設けることや、公立図書館から関係図書を預かり、センターで利用できるようにキュレーション機能を果たす等、図書機能の提供方法について工夫する。
- 著作権法等を踏まえつつ、時間や場所を問わず図書・資料へのアクセスや提供を可能とするためのデジタル化に取り組む。特に、蔵書数が1～2万冊以上と多いセンターは配置スペースの節約のためにも積極的に検討することが望ましいが、利用者の中には紙媒体の方が利用しやすいこども、高齢者も含まれることに留意する。
- 関係機関・団体との意見交換等を積極的に行い、地域が抱えている課題やニーズを把握する。

(2) 調査研究

- 今後、NWE Cが作成・提供を行う、センターが活用できる調査票のテンプレートを活用し、地方公共団体の男女共同参画所管部署や経済団体、学校、NPO等と連携の上、地域住民等を対象としたアンケート調査を実施する。
- 単年度又は複数年度ごとにテーマを決めて、地域の課題や実態に関する調査研究を行う。
- NWE Cが提供する、地域における課題や実態把握のための調査手法や統計データの活用方法等に関する研修を積極的に受講し、調査研究に関するスキルの向上を目指す。
- 調査研究の成果は、積極的に周知・公表し、男女共同参画所管部署に加え、施策に関連する他部署における活用を促す。

(3) 相談対応

- 実態調査の結果、全 354 センターのうち約 9 割が常設又は臨時の相談窓口において相談対応を実施しているが、そのうち約 2 割のセンターでは外部の専門家を活用せずに、センター職員が相談員として対応している。そのため、NWE C が開発する、相談員として必要な知識、相談対応の手法等を体系的に学べる研修教材等を活用し、センター職員の相談員としての資質の向上を図り、相談体制の充実を目指す。
- 男性向けの家庭の悩みや健康問題、あるいは自身の生き方等に関する相談窓口が女性に比べて少ないこと等に鑑み、男性を対象とした相談体制を確保する。
- 配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援センター⁹、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）に規定する業務（職業指導等）を行う者のほか、警察、医療機関、児童相談所、こども家庭センター、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関と連携し、重層的な相談体制を構築する。
- 様々な専門家による総合的な支援が必要なケースも想定し、センター職員を中心に、外部の多様な専門家の連携・協働が可能な体制を構築することが望ましい。

2 地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施

地域の課題及びニーズを把握することができたセンターは、施策をより効果的に推進することに資する情報やデータを豊富に有していると言える。したがって、センターは、当該情報やデータに基づき、地方公共団体の男女共同参画所管部署の施策の効果を地域の実態に照らして評価・検証し、必要な助言等を行うことや、更には地方公共団体に先駆けて試験的にパイロット事業を展開すること等により、地域の男女共同参画に関する課題解決に向けて、地方公共団体の施策の企画立案機能の一部を主体的かつ積極的に担うことができると考えられる。

⁹ 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV 防止法」という。）に基づき、都道府県は当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、その機能を果たすようにするものとされており、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該施設がその役割を果たすよう努めることとされている。女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）に基づいて各都道府県必置の機関であり、配偶者からの暴力の被害を受けた女性を含め、困難な問題を抱える女性に関する様々な相談に応じる。

そのためには、センターが男女共同参画に関する幅広い地域課題の解決に向けた地方公共団体の施策の検討に積極的かつ分野横断的に寄与することを目指すべきである。

各センターが実施することが望ましい取組の具体例は以下のとおりである。

- 企業、学校等の協力を得て実施すべき男女共同参画事業を円滑に実現し、地域のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくために、地方公共団体内の産業、教育等を所管する部署との関係を構築する。
- 地方公共団体の男女共同参画所管部署だけではなく、全庁的に各部署と「顔の見える関係」を構築することで、男女共同参画基本計画のほか、女性活躍推進法上の推進計画及び事業主行動計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）（以下「DV防止法」という。）上の基本計画等の策定に関わる。
- 女性活躍推進法第 27 条に規定する協議会や、DV防止法第 5 条の 2 に規定する協議会¹⁰に参画するよう努め、地域において積極的な役割を果たすことを目指す。
- ジェンダー主流化の観点から、地方公共団体の施策の効果を評価・検証し、より良い施策につなげる役割や、研究やビジネスにジェンダーイノベーション¹¹を取り入れる気付きを与える役割を担う。
- センターは、地域における防災活動の推進拠点となることが期待されており、「防災基本計画」¹²に記載のとおり、平常時及び災害時における地方公共団体における関連部局とセンターとの連携体制の構築、及び役割の明確化に努める。

3 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修

地域住民に男女共同参画とは何かを知ってもらい、男女共同参画は自分と無関係ではないということに気付いてもらうため、センターは、情報収集、調査研究、相談対応等を通じて浮き彫りになった地域の課題と、それらの解決に向けた地方公共団体の施策について、効果的に発信する存在となるべきである。そのため、地域住民に固定的性別役割分担、アンコンシャス・バイアス、ジェ

¹⁰ DV 防止法の令和 5 年改正において、協議会を法定し、協議会の従事者等の守秘義務が設けられた。

¹¹ 性差の視点を踏まえてイノベーションを創出する概念を指す。例えば、男女の性差に配慮した医療や薬品の提供、女性の体格に適合した安全装備の推進が挙げられる。

¹² 内閣府、「防災基本計画」第 2 編「各災害に共通する対策編」第 1 章「災害予防」。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html#syusei>

ンダー・ギャップに対する世代間の意識の違いに気付いてもらうことや性別由来の困難に直面している女性が課題を解決していくこと、あるいは地域で活躍する女性をエンパワーメント¹³することを目的とした広報・啓発や講座等を実施し、地域における男女共同参画の意識改革や行動変容を大きく前に進めていくことが重要である。

こうしたことを行うに当たって、各センターが実施することが望ましい具体的例は以下のとおりである。

- センターの存在と、センターでは何ができるのかを地域住民に周知する。
- 男女共同参画という考え方を身近な生活に引き付けてわかりやすく伝えていく情報発信の拠点としての役割を担う。自らが行う広報等は行うのみではなく、その後の効果検証を行う。
- 出前講座等により企業や学校、地域コミュニティ（自治会、消防団等）と日頃からつながりをつくり、活動の裾野を広げていくことが重要である。また、関係機関・団体との意見交換を通じて、対象やそのニーズに適した広報・啓発、講座の在り方を模索する。
- 企業における女性管理職登用を促進するため、女性の管理職育成講座等を実施する。
- 男女共同参画に関しては、アンコンシャス・バイアスや積極的改善措置等、一般に馴染みの薄い言葉が使われることもしばしばであるため、N W E Cの協力も得て、用語集を作成、配布する。

¹³ 自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

第4 業務実施のための環境整備

1 人材の確保・育成

各地域における様々な課題への対応力を備えるため、センターには、第3に示したような事業を企画立案の上、円滑に遂行しうる幅広い能力を備えた人材を配置する必要がある。特に相談対応は相談者の機微な問題を的確に理解し、適切な解決策や支援策を提供することが必要となる。

そのために地方公共団体はセンター職員に研修等の機会を提供することによる職員の効果的・継続的な資質の向上や、健康に配慮した勤務環境を用意し、実態調査を参照しながら、能力と業務に見合った処遇に配慮することが求められる。

また、センター職員自身も積極的に研修を受講するとともに、事業の実践や他のセンターの職員等との交流を通じて、多様な経験を積み重ねながら、地域の課題解決に向けて主体的に取り組もうという意欲が必要である。

センター職員の育成に当たっては、下記の能力が培われるようNWE Cで研修プログラム等を構築するとともに、個々のセンターで業務内容に応じたマニュアルを整備すること等により、実務に円滑に取り組めるような環境を整備することが必要である。

また、NWE Cが研修プログラムを開発するに当たっては、センター長、次長等の階層別、あるいは広報・啓発、調査研究、相談対応等の事業別に求められる能力や専門性が異なることを念頭に、段階的にキャリアのステップアップを図れるものとするのが重要である。

センター職員に求められる能力は以下が考えられる。

【センター職員に求められる能力】

● 調整力

行政、企業、学校、NPO等をはじめとする地域の多様な関係機関・団体と日常的に連絡できる関係を築き、時には利害対立を乗り越えるために必要な調整を行い、地域が一体となって男女共同参画を進められるよう調整する能力。

● 課題発見力

各種の統計や調査結果から地域の課題やニーズを正確に把握、分析することで、課題の原因や所在を特定する能力。

● 企画立案・実践力

特定された課題の解決を目指すため、然るべき事業を検討、実施する能力。

- デジタルリテラシー

業務に必要なデジタルツールを情報セキュリティや個人情報保護にも留意しつつ十分に活用できる能力。可能な範囲で業務のデジタル化を進め、効率的な業務の在り方を追求できる能力。

- 専門的な知識

男女共同参画に関する幅広い知見、特に、我が国の各種法制度に加え、外国の状況・制度やセンターの設立等の歴史的な経緯等にも精通していることが望ましい。

特に相談対応は、上記のとおり、高度な専門性として傾聴やカウンセリング技術等が求められる。

2 業務のデジタル化

全国的に進行する人口減少・高齢化等の社会構造の変化は、地方公共団体における施策・事業を展開していくことの持続可能性にも影響を及ぼしている。今後、さらに厳しさを増すと予想される人的資源制約の中で、事業の持続可能性を確保するためには、人材の確保・育成だけではなく、デジタル技術の徹底活用による業務の効率化についても同時に取り組む必要がある。

例えば、実態調査の結果、約3割のセンターが事業記録を手書きで管理していることが明らかになった。NWE C及びセンターの機能強化後、相互間の速やかな情報共有、また、NWE Cからセンターに対して知見・ノウハウがスムーズに提供されるためには、センターごとにばらつきのある記録方法ではなく、同じフォーマットに統一することが業務効率上、望ましい。

また、「女性版骨太の方針2024」に記載された「NWE C及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため（の）、情報プラットフォーム」（以下「情報プラットフォーム」という。）の在り方について検討が進んでいると承知している。これにより各センターの定期刊行物を電子化し、自由に閲覧できるようにしたり、各センターで実施した講座やイベントの概要、どのような講師を派遣したかといった情報を他のセンターに共有したりする等、可能なものからデジタル化を活用した業務の効率化を進めていくことが必要である。

3 地方公共団体間の連携の在り方

2で述べたように地方公共団体の施策・事業を展開していくことの持続可

能性が厳しくなる中で、安定的、持続的かつ効率的に実施するため、あらゆる施策・事業を単独の地方公共団体のみで行うのではなく、地方公共団体間の連携により提供することを進めていく必要がある。

日本の地方公共団体は、市町村と都道府県の2層制であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）上、市町村¹⁴は基礎的な地方公共団体、都道府県は広域の地方公共団体である。

市町村は、最も住民に身近な行政主体であり、日常生活に密接に関わる施策・事業を実施する。一方で都道府県は、基本的には市町村の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村の求めに応じて、市町村が処理することが難しい広域にわたる施策・事業の実施や市町村間の連絡調整を行う。

したがって、市町村設置のセンターは地域住民に密着した相談対応や講座等の業務を展開する一方、都道府県設置のセンターは、市町村設置のセンターでは対応が困難なより専門的な相談対応を行ったり、都道府県全体の男女共同参画に関する調査研究等により、より広域的な視点からの課題の把握を行ったりすること等が考えられる。

このようにお互いの長所や特性を活かして適宜役割分担を行った上で、単独の市町村においてやむを得ずセンターの事業の一部又は全部の実施が難しい場合、都道府県は、特に地方において、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、市町村の求めに応じ、連携の相手方、方法等の助言や、調整、支援の役割を果たすことが求められているが、市町村間の連携が困難な場合には自ら補完・支援の役割を果たしていくことも必要である。なお、こうした広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであり、多様な手法の中から、最も適したものを市町村が自ら選択することが適当である¹⁵。

（1）センターの共同設置

単独の市町村でセンターの設置が難しい場合、まず考えられる連携の在り方としては近隣の市町村とのセンターの共同設置が挙げられるが、近隣市町村において、同程度の規模・能力がなく双務的な役割分担が困難な場合は、都道府県との共同設置¹⁶も考えられる。

¹⁴ 東京都の特別区（23区）も基礎的な地方公共団体に該当する。

¹⁵ 地方制度調査会、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」・総務省、令和2年。

¹⁶ こうち男女共同参画センター「ソーレ」令和6年10月現在、唯一、県と市で共同設置しているセンターである。（<https://www.sole-kochi.or.jp/download/?t=LD&id=504&fid=481>）

このようにセンターを共同設置する場合、地方自治法上の広域連携の類型のうち、「機関等の共同設置」を活用することが考えられるが、一般的な方法として地方自治法に基づかず、事務協定（私法上の契約）によることも可能である。

地方自治法上の広域連携の類型¹⁷

	共同処理制度	概要
法人の設立が必要	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度
	協議会	地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会または委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度
別法人の設立が必要	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国または都道府県から直接に権限や事務の委譲を受けることができる。

¹⁷ 総務省、「地方自治制度 | 広域行政・市町村合併」。

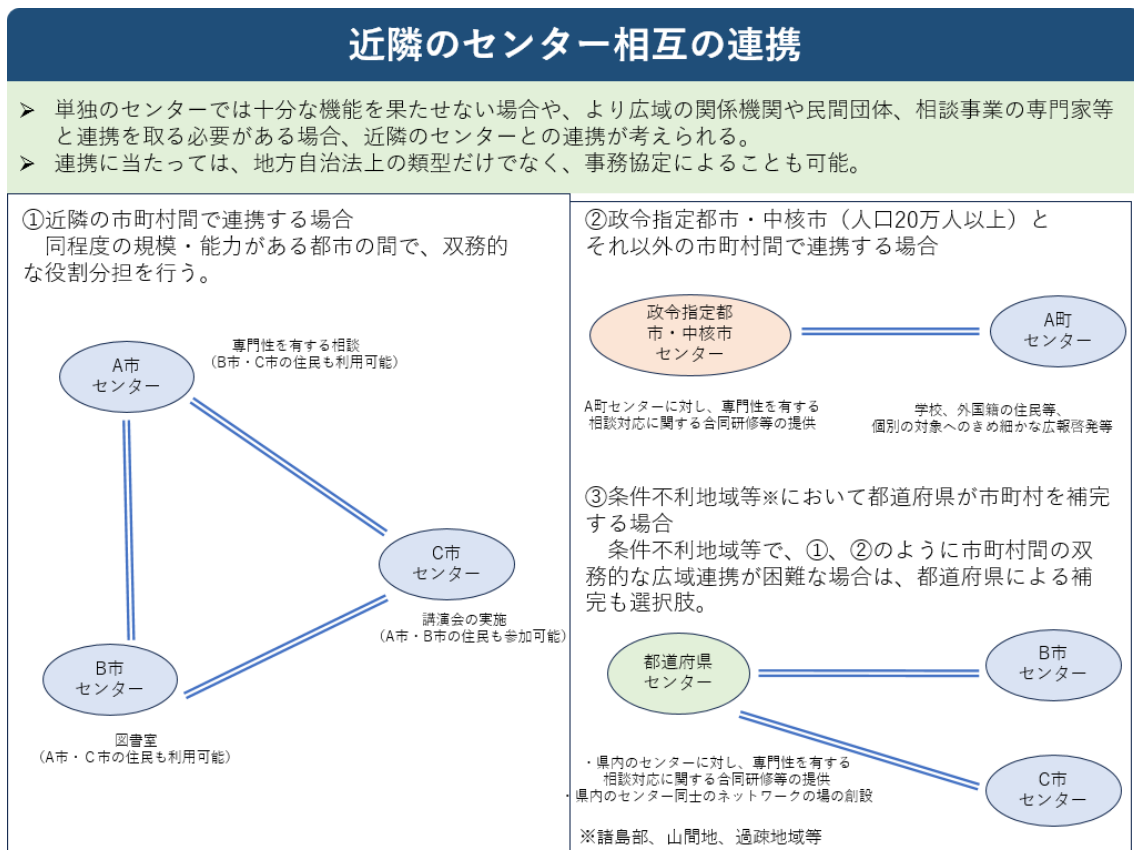
<https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

(2) 近隣のセンター相互の連携

単独のセンターではセンターの機能を十分に発揮できないという場合には、近隣の市町村と役割分担して事業を行うことが考えられる。

具体的には、ある市のセンターにおいては専門性を有する相談対応が難しい場合や、家庭の悩みやDV被害といった身近なセンターでは相談しづらい場合は、隣の市のセンターで受け付けてもらうことを事務協定で取り決めることが考えられる。

このほか、政令指定都市や中核市が周辺の市町村に対してセンター職員の育成のための専門的な研修への参加を呼びかける等、単独の市町村では実施が難しい、あるいは効率的ではない事業を共同で行うことが考えられる。



4 地域における様々な関係者との連携

上述したとおり、センターは、地域における関係機関・団体と課題を共有した上で、連携と協働の下、環境整備や意識改革・行動変容を促進する施策に繋げていく必要がある。連携先の関係機関・団体や連携の在り方としての取組例としては以下が考えられる。

(1) 若年層に対する教育に関する学校等との連携

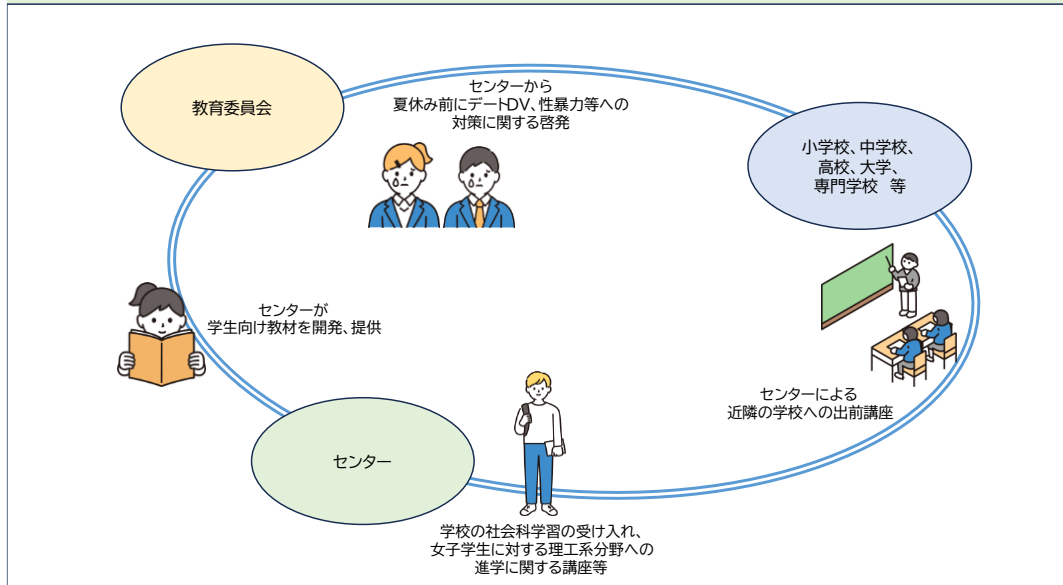
固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消のためには、幼少期からの意識改革・啓発が重要である。また、若年層の性被害・性暴力の防止、被害者支援の強化のために、センターが関係機関・団体にアウトリーチし、加害者、被害者、傍観者にならないための広報・啓発に取り組む必要がある。

こうした若年層に対する教育に関するセンターと学校等との連携の取組例としては以下が考えられる。

- 地域の小・中・高・大学等の教育機関、教育委員会等とセンターが連携し、センターが学校に直接出向いて出前講座を実施したり、授業に外部講師として参画したりすることで、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにとらわれない進路・職業選択、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参加等の視点も踏まえた若年層のライフプランニングを支援する。
- センターが教育委員会に対して、デートDV等や性暴力等への対策に関する啓発を行い、教育委員会から学校に相談窓口等について広く周知を行う。
- 大学のキャリアセンターにおいて、就活生に対するセクシャルハラスメント対策に関する講座や注意喚起を行い、キャリアセンターから学生に対し、センターの相談窓口の周知を行う。
- 大学が社会人女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等に必要な知識やスキルを学ぶことを目的として実施するリカレントプログラムについて、男女共同参画の視点を持ちながらキャリア形成ができるようセンター職員が外部講師として参画する。
- センター自身も学校の社会科学習の受け入れを行い、センターの取組について学んでもらう機会を提供する。
- センターで実施した調査研究結果や地域におけるこどもをめぐり男女共同参画に関する課題について、学校や教育委員会等にて相互に情報共有する。

(例1)若年層に対する教育に関する学校等との連携について

- 地域の小学校、中学校、高校、大学、専門学校等の教育機関や、教育委員会、NPO等と連携し、固定的性別役割分担意識にとらわれない職業選択やデートDV対策等、若年層に知ってもらいたい内容について出前講座や広報啓発を実施する。
- センターで実施した調査研究結果や地域におけるこどもを巡る男女共同参画に関する問題について相互に情報共有する。



(2) 女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携

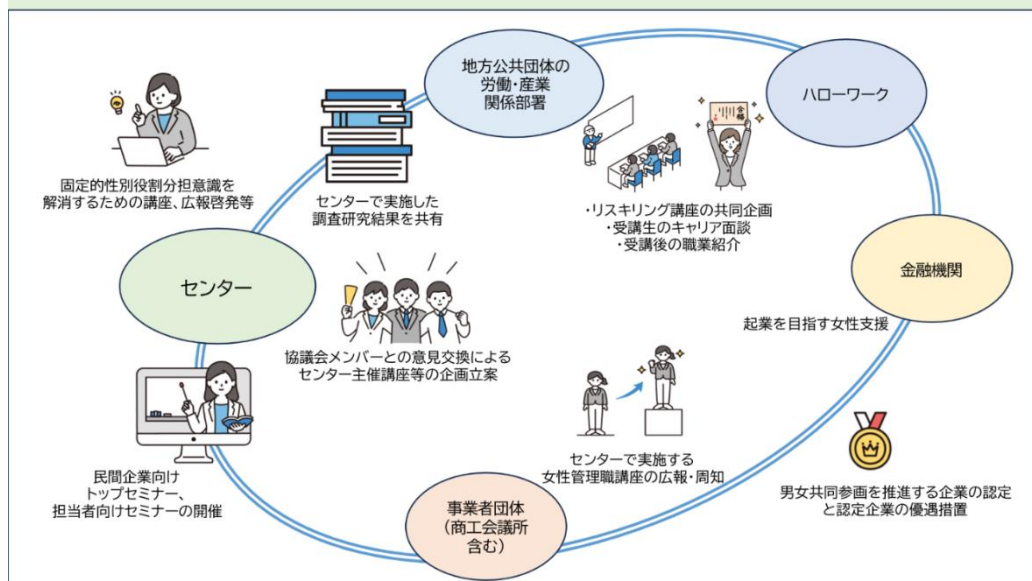
女性の職業生活に関する関係機関の連携のため、女性活躍推進法においては、地方公共団体等が、女性活躍推進に係る取組に関する協議会を組織することができる」とされている。同協議会の構成は、地域の実情に応じて判断されるべきものであるが、構成員として都道府県の労働・産業関係部署、ハローワークのほかに、センターも想定され、実際にいくつかの地方公共団体では構成員となっている。

女性活躍推進法に基づく協議会にセンターが構成員として参画することによる取組例としては以下が考えられる。

- センターで行う男女共同参画に関する調査研究結果を地方公共団体の労働・産業関係部署に共有する。
- 協議会の構成員である事業者団体に対し、女性の管理職登用を促す広報・周知をする。
- ハローワークと共同でリスキリング講座を企画し、併せて受講生へのきめ細かいキャリア面談や職業紹介を行う。
- パソコンスキルや日商簿記等、商工会議所が提供する講座について、商工会議所から講師を派遣してもらう等の連携により、女性のエンパワメントや復職のための資格取得講座を実施する。

(例2)女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携について

➤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第27条に規定される女性活躍推進協議会にセンターが加わり、地方公共団体の労働・産業関係部署のほか、都道府県労働局、ハローワーク、経済産業局、事業者団体、労働組合、教育訓練機関、金融機関など、多様な関係者と連携して、地域における女性の職業選択、働き方、キャリア支援に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるような施策を企画する。

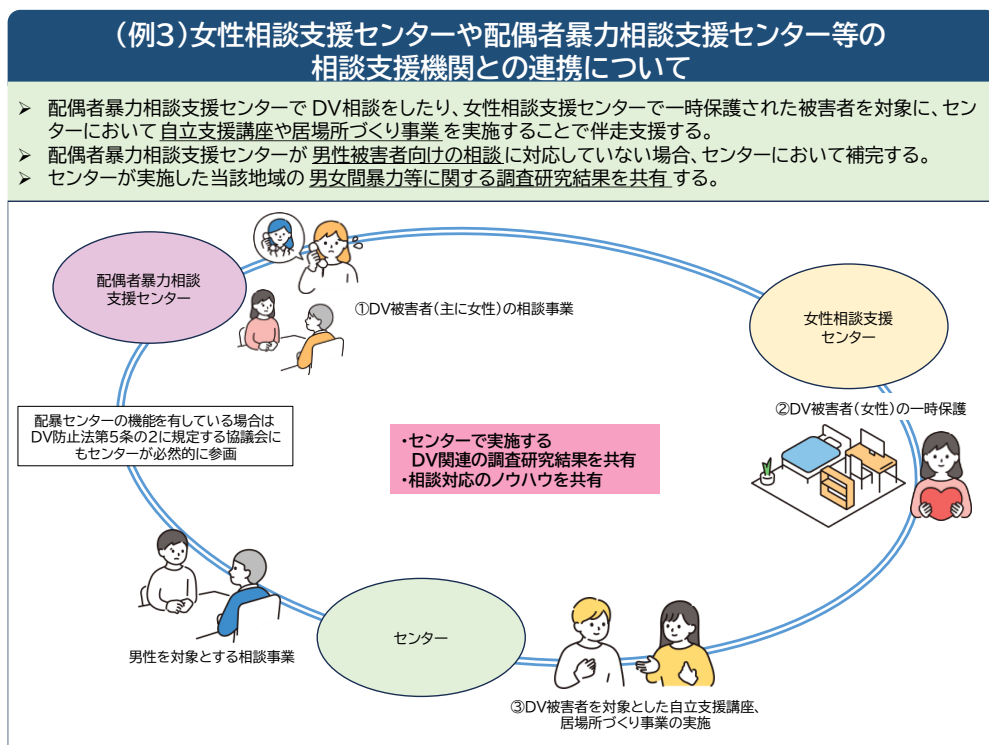


(3) 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談支援機関との連携

行政内部においても、男女共同参画と関連が深い類似の機関や部署と積極的な連携を考えるべきであり、そのような連携先として、例えば、困難な問題を抱える女性への支援を行う女性相談支援センター、配偶者等からの暴力（DV）の相談対応等を行う配偶者暴力相談支援センター¹⁸が考えられる。

センターと女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターとの連携の取組例としては以下が考えられる。

- 女性相談支援センターにおいて一時保護された被害者を対象に、今後の生活の立上げに向けた自立支援講座や、被害者の居場所づくり事業といったアフターケアの役割を担う。
- センターにおいて男性からの相談に応じる。
- 各地のセンターで蓄積された相談対応に関する分析結果や当該地域の男女間暴力等に関する調査研究の結果を女性相談支援センターや配偶者暴力支援センターに共有する。



¹⁸ DV防止法の令和5年改正において、「被害者の保護」に被害者の自立を支援することも含むことされ、国が定める「基本方針」及び都道府県基本計画において、「被害者の自立の支援のための施策」を必要的記載事項とした。

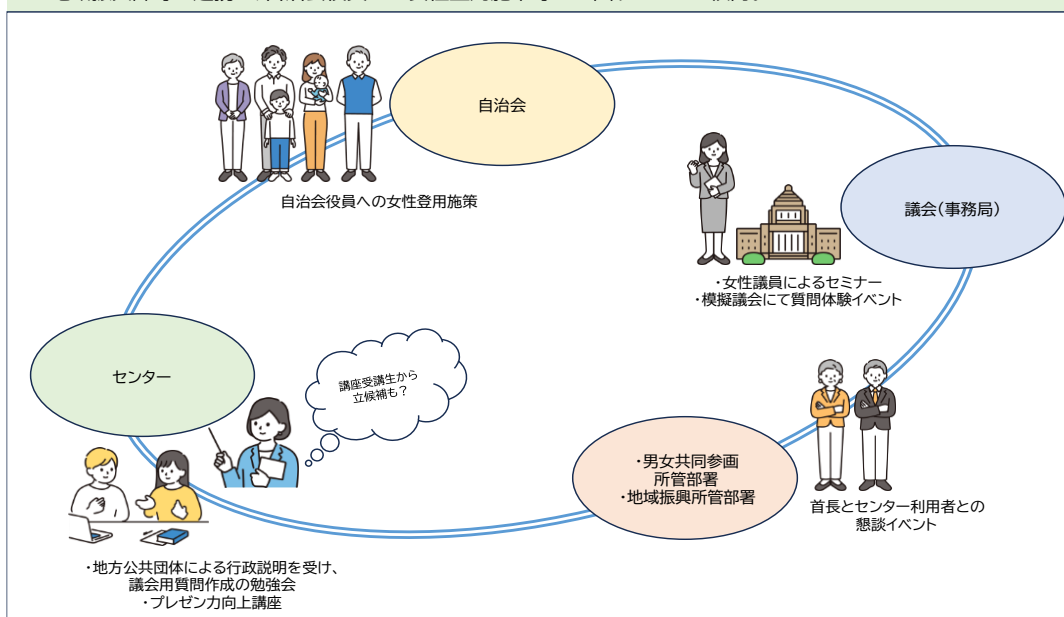
(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する地方公共団体の関係部署等との連携

女性の政策・方針決定過程への参画拡大は、男女共同参画社会の形成を図る上で基盤をなすものであり、審議会委員、自治会委員、地方議会委員等、地域における意思決定の場で公共性の高い活動に参画する女性リーダーを養成するためのセンターの連携の取組例としては以下が考えられる。

- 首長自らが女性の政治参画の必要性ややりがいをテーマにセンターで利用者との懇談イベントを実施する。
- 地方公共団体の男女共同参画所管部署や議会（事務局）等と連携し、講座受講者を対象にした、議会や選挙の仕組みに関する勉強会の実施や議員への質問を考えるプレゼン力向上講座等を開催する。
- 女性議員によるセミナーやトークイベントを通じて、政治参画への距離を縮める取組や、前項のプレゼン力向上講座の次のステップとしての模擬議会において実際に質問する体験イベントを開催する。
- 自治会役員への女性登用を進めるため、地方公共団体の地域振興所管部署等と連携し、自治会長を中心に女性の参画に関する現況ヒアリング調査を実施するほか、女性役員の活躍事例紹介の情報発信を行う。

(例4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた連携について

- 審議会委員、自治会役員、地方議会議員等、地域における意思決定の場で公共性の高い活動に参画する女性リーダーを養成するため、議会(事務局)、首長部局と連携を図る。
- 地域振興課等と連携し、自治会役員への女性登用施策等を企画することも検討。



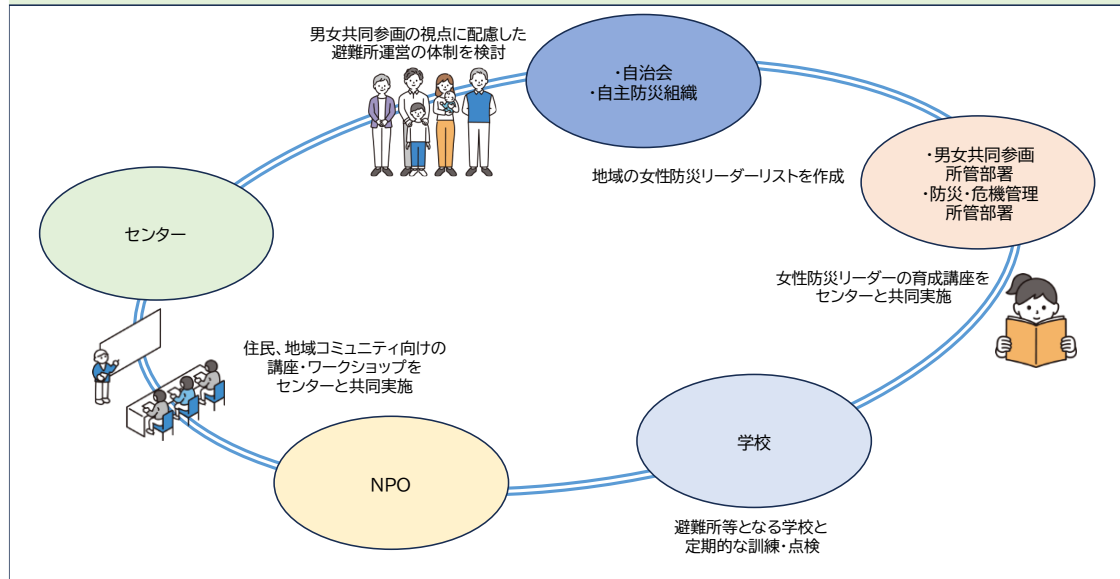
(5) 男女共同参画の視点に立った防災の推進に関する地域コミュニティ（自治会等）との連携

センターが男女共同参画の視点に立った地域の防災力の推進拠点となり、平常時から地域コミュニティ（自治会、自主防災組織等）、避難所等に指定される学校、NPO、地方公共団体の防災・危機管理所管部署等と密に連携を図ることが、災害時の安全・安心で円滑な避難所運営等につながる。連携の取組例としては以下が考えられる。

- 女性、こども、外国人住民等の支援に取り組むNPO等と連携し、災害時に特に配慮が必要な層への支援策に関する住民や地域コミュニティ向けの講座やワークショップを共同実施する。
- その際、避難所運営・管理に携わる自治会や自主防災組織にも参加を促し、炊き出しや掃除といった特定の活動が特定の性別に偏らないようにする体制や、プライバシーの確保等、安全・安心な避難所の在り方を検討する機会を設ける。
- 防災・危機管理所管部署と連携し、女性防災士や女性防災リーダーの育成を目的とした講座の共同実施をする。また、発災直後から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営等に関わる人材を事前に把握しておくため地域の女性防災リーダーリストの作成を検討する。
- 指定避難所等となる学校と定期的な訓練・設備や備蓄品（生理用品やオムツ等）の点検を行う。
- 災害時にセンターが効果的な役割を果たすことを目的として各地のセンター相互間の情報プラットフォームにおいて、災害時における避難所や支援物資のニーズに係る情報を共有する機能を設けることが望ましい。これにより、平時においても、被災経験のある地域のセンターからの実体験を交えた教訓等を発信してもらうことで、過去の災害から学びを得た実効性のある情報が集約され、センターが平時の男女共同参画業務で培った専門性を発揮し、災害時に見過ごされがちな女性やこども、外国人住民への支援等の役割を果たすことが可能になる。

(例5)男女共同参画の視点に立った防災の推進に関する 地域コミュニティ(自治会等)との連携について

- センターが男女共同参画の視点に立った地域の防災力の推進拠点となり、平常時から地域コミュニティ(自治会、自主防災組織等)、避難所等となる学校、NPO、地方公共団体の防災・危機管理所管部署等と連携を図ることが、災害時の安全・安心で円滑な避難所運営等につながる。
- 例えば、防災・危機管理所管部署と連携した女性防災リーダー育成講座の共同実施、避難所となる学校と定期的な訓練・点検を行ったり、センター主催のワークショップに自治会や自主防災組織に参加してもらい、避難所運営の体制を検討する機会を設ける。



5 直営、委託及び指定管理の場合における留意点

センターの運営形態としては、地方公共団体が直接運営する、いわゆる「直営」と、指定管理等を含め民間団体に運営を委ねる、いわゆる「民営」があり、実態調査の結果、都道府県では「公設公営」、「公設民営（指定管理）」の割合はそれぞれ約4割、政令指定都市では「公設公営」が約2割、「公設民営（指定管理）」が5割以上、市区町村では「公設公営」が約7割、「公設民営（指定管理）」が約2割となっている¹⁹。

「直営」の場合、地方公共団体内の関係部署との円滑にやり取りができるといった利点が挙げられる一方、センター職員が数年おきの人事異動により入れ替わるケースが多いため、知識とノウハウの蓄積や、新たに着任した職員のキャッチアップが課題として挙げられる。

他方、「民営」の場合、指定管理者、受託者の得意分野やネットワークを活かした事業を行いやすいといった利点が挙げられる。その一方、契約期間中に新たな政策課題が生じた場合、契約内容が硬直的であると柔軟に対応できない可能性があることや、現在の管理者・受託者が継続して運営を行うことが確実ではないため、長期的な視点に立った職員の確保・育成が難しい等の課題が指摘されている。

これらの課題に対応するための取組例として以下が考えられる。

- 特に、センターが「直営」の場合、センター職員が、着任してすぐに必要な知識、ノウハウを学ぶことできるように、NWE Cが開発、提供することとされている初任者研修プログラムのみならず、勤務年数に応じた体系的な研修プログラムや教材を積極的に活用する。
- センターが「民営」の場合、運営法人等が地域における男女共同参画の推進の役割を効果的に果たせるかどうかという観点から、男女共同参画に関する理解、人材の確保と育成に関する方針、関係機関・団体との連携の可能性についても、指定管理者の選定の際に確認する。
- 「直営」、「民営」に関わらず、定期的・客観的に業務の状況や成果・効果等を把握・評価し、その後の事業にフィードバックするとともに、新たな政策課題が生じた場合には、柔軟な対応を可能とする体制や仕組みを整える。
- 「民営」の場合であっても、地方公共団体の男女共同参画所管部署以外の他部署や外部の関係機関・団体との円滑な情報共有や連携・協働が図られるよう体制を構築する。

¹⁹ そのほか、公設民営（指定管理以外）や無回答もある。

6 個人情報の保護と守秘義務の徹底

センターは、相談対応を始めとした業務の性質上、個人情報を始めとする機微な情報を扱うことがある。

この点、個人情報の保護の観点からは、令和3年に行われた個人情報保護法改正により、地方公共団体の個人情報保護制度についても改正後の法律において全国的な共通ルールが規定され、地方公共団体も令和5年4月1日から法律の適用対象となったことから、これに則った然るべき対応が求められる。

また、守秘義務の徹底の観点からは、センター内のみならず、連携機関との間でも秘密が守られるよう、情報の慎重な取扱いが求められる。その一方で、センターが関係機関・団体と連携して、地域の課題解決のための実践的活動を効果的に展開するに当たっては、情報の秘匿が円滑な連携を阻害する場合がある。そのため、秘密を守りつつ円滑な連携ができるよう、どのような工夫が考えられるか好事例も含めてガイドラインで示すことが望ましい。

7 男女共同参画センターの利用促進のための取組

「第2 4 男女共同参画センターの理念」に示したとおり、センターはあらゆる地域住民に開かれた存在であるべきである。これまで、センターによっては、利用者が一部の層（女性、高齢者等）に固定化している等の課題があるが、男性や若年層の利用を進める必要がある。さらに、今後の社会構造や時代の変化に伴い、例えば、地域において外国籍の住民割合が増加すること等が考えられるが、そうした変化に合わせた多様なニーズに応えていくことが望ましい。

センターは出来る限り、幅広い住民に施策・事業を展開できるよう配慮するとともに、センターの目的や業務内容について、より多くの住民に知ってもらえるよう努めることが望ましく、その存在や役割について、十分な周知・広報を行うことが重要であり、その取組例としては以下が考えられる。

- 若年層も含めた幅広い年齢層の地域住民を対象に、SNSを含む様々な媒体や機会を通じて、センターが何を目指す機関なのか、どのような機能を有しているかといった大きな情報から講座の開催日時、場所、相談を受け付ける対応日時、場所等、個々の事業の利用方法といった細かな情報までわかりやすく発信する。
- 外国籍の住民を対象に、外国語のパンフレットや案内標識を用意する。

なお、地方公共団体によっては、センターが管理する施設（会議室等）に対する地域住民の幅広いニーズに応える必要性や、施設の有効活用の観点から一定以上の稼働率を目指さねばならないといった実情を抱えている運営者も存

在することが想定され、実際に音楽会や料理教室等のレクリエーション活動やボランティア活動等を行う場として広く一般に開放している例がある。

そのような場合、男女共同参画との関連性が問われることも考えられるため、利用者に男女共同参画に関する広報・啓発資料を配布することやセンターの事業案内等を行うことで、男女共同参画の推進につながる工夫を凝らすことが望ましい。センター主催の事業については、本来の役割を考えて常に当該事業が男女共同参画社会の形成を促進する上でどのような意義があるのかを意識することに留意すべきである。

加えて、例えば、男性が性別由来の困難を気軽に相談できる窓口が少ないことを踏まえ、男性のみを対象とした相談対応の実施日を設けることや、経済分野における女性の参画を進めるために企業の女性管理職育成の研修を実施すること等、特定の対象に絞って事業を行うことは、広く地域社会に開かれた存在というセンターの理念から逸脱するものや差別に当たるものではないことにも留意が必要である。

8 男女共同参画センター設置に当たっての留意点

センターは、冒頭に述べたとおり、これまでは、男女共同参画のための総合的な施設として理解されてきた。しかしながら、その機能を十分に果たすことが可能であれば必ずしも、センター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設にセンターの名称・機能を付与することも考えられる。

一方、一定の事業を行う場合には、然るべき設備を整えることが望ましい場合もあり、施設があれば、以下のようなことが可能となる。

- 相談対応を実施する際には、相談内容や個人情報第三者に漏洩しないようプライバシーの保護に留意する必要があるため、来訪による相談の場合は個室で対応する等、相談者が安心して相談できる環境を整えること。
- 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしているセンターにおけるDV関連の相談対応の場合は、被害者及び同伴者の安全確保のために、あらかじめ避難経路を確保すること。
- 図書機能を設ける際に、男女共同参画に関する図書や資料を分類ごとに整理・配列することや、利用者のための閲覧スペースを確保すること。

なお、センターの設置については、必ずしも条例という法形式に拠らなければならないものではないが、条例で設置された場合には、センターが住民の意思に基づいて設置されているということが担保され、関係機関・団体との連携・

協働の構築が円滑に行いやすいといった利点や、規程等で置かれた場合に比べて安定的な設置が確保できるといった利点が考えられる。

また、センターを設置した場合には、センターであることが分かる適切な名称を付与するとともに、住民に分かりやすく設置された事実が公表されるべきである。

最後に、政府には、地方公共団体の実情に配慮した上で、全国に偏りなくセンターが広く設置されることを促すとともに、センターがどのような役割や機能を持つ機関であるか正しい理解の普及を行うよう求める。